

未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定の改定について

平素より宮崎第一信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、普通預金規定を下記のとおり改定します。
なお、改定後の規定は、改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。
今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 改定日
令和4年7月1日
- 2. 今回改定する預金規定
普通預金規定(普通預金無利息型を含む)
- 3. 改定事項
未利用口座管理手数料の新設
- 4. 普通預金規定の新旧対象表は、以下のとおりです。

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|---|
| 普通預金規定(普通預金無利息型を含む) (以下中略) <u>第19条(未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 普通預金口座(定期預金の担保設定がない総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。)は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。</u> <u>(2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。</u> <u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。</u> <u>(3) お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。</u> <u>(4) 上記(1)、(2)、(3)については、令和5年7月1日より施行します。</u> (以下省略) | 普通預金規定(普通預金無利息型を含む) (以下中略) 新設 (以下省略) |